

平成 28 年 10 月 5 日

指定障害福祉サービス事業者（訪問系を除く。）
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援を除く。）
指定障害児入所施設

} 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長
(公印省略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の
強化・徹底について（依頼）

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生したことを受け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から別紙のとおり標記通知がありました。

つきましては、貴施設におかれましても本通知の趣旨を御了知いただき、非常災害時における対応について、あらためて点検いただき、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に努めてくださいますようお願いいたします。

また、点検に当たりましては、特に次の事項に御留意いただき、点検の結果不十分な点等が判明した場合には、今年中を目途に必要な対応をされるようお願いいたします。

なお、今年度中に点検の実施状況等を照会させていただく予定であるとともに、場合によっては、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）の提出をお願いすることもありますので、御承知おきください。

記

障害福祉サービス事業者（訪問系事業者を除く。）、障害者支援施設、障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）及び障害児入所施設（以下「障害者支援施設等」という。）については、県の次の条例に基づき、非常災害対策計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関への連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、その他必要な訓練を行うこととされていますので、次の事項について今年中に必ず点検をお願いします。

【条例】

- ・ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年 神奈川県条例第9号)第70条等

- ・ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年 神奈川県条例第 10 号)第 49 条
- ・ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年 神奈川県条例第 7 号)第 41 条等
- ・ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年 神奈川県条例第 8 号)第 38 条等

< 条例掲載場所 > 障害福祉情報サービスかながわ「書式ライブラリ」

→ 「1. 神奈川県からのお知らせ」 → 「9 関係条例・規則等」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=68&topid=1

【点検事項】

- 1 非常災害対策計画は、地震、津波、風水害、土砂災害等の自然災害及び火災、ガス爆発等の人的災害等を想定したものとなっているか？
- 2 非常災害対策計画には、次の内容が盛り込まれているか？
 - ① 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
 - ② 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
 - ③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
 - ④ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
 - ⑤ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
 - ⑥ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
 - ⑦ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
 - ⑧ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
 - ⑨ 関係機関との連携体制等
- 3 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか？
- 4 定期的に避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか？

問い合わせ先
事業支援グループ 岡崎
電話 045-210-4717

障 障 発 0909 第 1 号

平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とする。

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 障害者支援施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 自立訓練事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

～●●市からののお知らせです～

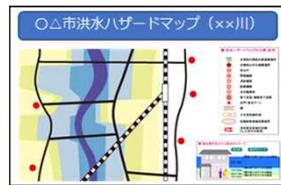
水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

- 市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「**避難準備情報**」が発令されたら、**避難を開始してください**※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1:大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2:外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

避難に関する防災情報の入手方法について

●●市からの防災情報

□●●●市の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●●●>

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●●県の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●●●>

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

□国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係 電話：●●●－●●●－●●●●
 (●●県庁 ●●課 ●●係 電話：●●●－●●●－●●●●)

(別添 2)

事 務 連 絡

平成 28 年 9 月 2 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第 10 号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付けで、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、避難準備情報が発令された場合には、災害時要配慮者の立ち退き避難を求めるなど、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところです。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生の危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

事務連絡
平成 28 年 9 月 2 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁 国民保護・防災部防災課長

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について

平素より、政府の防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月 19 日付で通知した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、貴職を通じて市町村に周知していただいたところです。

今回の台風第10号による豪雨で、岩手県小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において9名が亡くなる等、甚大な被害が東北・北海道で発生しました。

今後も台風の上陸が予想されており、水害・土砂災害が発生するおそれがあることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、ガイドラインを改めて周知いただくとともに、下記について特に徹底をはかっていただくようお願いいたします。

また、災害発生危険性が高まった場合には、管内市町村において、適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

なお、本事務連絡は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、地域の実情を踏まえた各市町村の警戒避難体制の確保状況については、改めて点検を要請する予定であることを申し添えます。

記

1. 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。
2. 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、改めて事前に住民等に周知すること。

3. 避難勧告等については、気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用し、空振りを恐れず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を国の機関や都道府県に対して求めること。
4. 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、確実に伝達すること。
5. 避難勧告等の発令時に住民がとるべき適切な避難行動について、災害発生前から周知すること。さらに、避難勧告等の発令時にも、別紙を参照し、住民や関係施設に分かりやすく周知すること。

以上

(問合せ先)

内閣府(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

担当：多田、吉松

電話：03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：田中、和田

電話：03-5253-7525

【 ガイドライン P19 に二重下線を追記 】

表 1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u> (ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・ 小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)</u>をとる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

【 ガイドライン P64 に二重下線を追記 】

< 避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川） >

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。